

深浦町有用地域資源活用ウェブ開設及びICT活用指導業務に係る公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 少子高齢化が進む当該地域において、一次産業とりわけ農業分野において、異業種と連携し、新商品の開発や新たな産業を創出するとともに、有用地域資源を活用することで若者が地域に誇りを持ち定住が促進される等の地域活性化につなげるためのビジネスモデル構築研究事業を実施するに当たり、高校生等による有用地域資源活用の取組をウェブで公開するとともにICTを活用した取組の指導に関する提案を受け、業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、今回、公募型プロポーザルを実施する。

(業務の内容)

第2条 業務の内容については、別に仕様書を定める。

(基準額)

第3条 平成29年度の業務全体で797,040円（消費税を含む。）を上限とし、平成30年度以降の経費については含まれないものとする。

(実施の公告)

第4条 本公募型プロポーザルの実施を深浦町ホームページに掲載する方法で公告する。

(参加資格要件)

第5条 参加資格要件は、次に掲げる条件全てを満たす者とする。

- (1) 深浦町が作成する「平成28年度・29年度競争入札参加資格者名簿」に登録されている業者であること。ただし、未登録の参加者においては、必要書類提出期限までに登録手続を完了すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

- (3) 参加申請の期限の日から契約締結の日時までの間に、深浦町から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 日本の企業、法人又は地方公共団体からの委託により、ホームページの構築の実績があること。
- (5) 日本国内に事業所（本店・支店・営業所等を問わない。）を有すること。

(参加方法)

第6条 参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 企画提案書（任意様式）

（ア） 企画に当たっての考え方、目標の設定

（イ） 全体計画（構造設計）

（ウ） コンテンツメニューの内容・デザイン

（エ） ICTを活用したマーケティングや情報発信のセミナー及びワークショップの概要及び指導方法

（オ） スケジュール

（カ） 業務実施体制（再委託する場合は、再委託先を含む。）

（キ） 先進的な事例等の提案

ウ 見積書については、積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。ただし、基準額を上限とする（任意様式）。

エ 会社概要については、設立時期、職員数、資本金、営業年数等について記載すること（任意様式）。

オ その他必要と考える資料

(2) 提出部数は、A4判で6部とする（A3判を使用する際は、A4サイズに折ること。）。

(3) 提案に関する留意条件を次のとおり定める。

ア 仕様書で要求する機能要件について実現すること。また、実現できない場合は代替手段を提案すること。

イ 仕様書で要求する機能要件以外に、より効率的、効果的にホームページを運営、管理する特徴的な機能を有している場合は、併せて提案すること。

ウ 機能要件を満たすための製品構成は、単一製品又は複数製品のどちらでも構わないこと。（ウェブ制作においてソフトウェアに関しては単品又は複数製品を使用しても構わない。）

エ 先進的な事例等の施策があれば積極的に提案すること。

（例）・ICTを活用したマーケティングの成功例等

（提出期限等）

第7条 提出期限を平成29年10月12日（木）午後5時必着とする。提出方法は、持参又は郵送等とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限内に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

（提出先）

第8条 提出先は、深浦町農林水産課農業振興係とする。

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町深浦字苗代沢84-2

TEL:0173-74-4411 FAX:0173-74-2400

（参加資格の可否及び喪失）

第9条 必要書類を提出した者は、本業務プロポーザルへの参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続の期間中に、第5条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（提案の辞退）

第10条 参加表明書提出後、提案を辞退する場合には、提案 辞退届（様式第2号）

を提出すること。

- (1) 提出期限を平成29年10月11日（水）午後5時必着とする。持参又は郵送等とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限内に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。
- (2) 提出先は、第8条に掲げる場所とする。

（企画提案書作成等に関する質問等の受付）

第11条 企画提案書作成等に関する質問等の受付は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間は、公告の日から平成29年10月5日（木）午後5時（必着）までとする。
- (2) 提出方法は、次のとおりとする。
 - ア FAXにより提出するものとする。
 - イ 様式は任意とするが、件名を「深浦町有用地域資源活用ウェブ開設及びICT活用指導業務に関する質問」と記載すること。
 - ウ 提出先は、第8条に掲げる場所とする。
 - エ 送信後、電話連絡により着信の確認をすること。
- (3) 質問に対する回答は、平成29年10月6日（金）午後5時までにFAXで本企画提案競技参加者全てに対して行う。
- (4) 受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

（審査について）

第12条 企画提案書等の審査は、以下のとおりとする。

- (1) 企画提案書の審査について、別に定める深浦町有用地域資源活用ウェブ開設及びICT活用指導業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において実施する。審査は、企画提案書の審査とする。
- (2) 実施日時及び実施場所は、以下のとおりとする。
 - ア 実施日は、平成29年10月17日（火）午後1時からとする。
 - イ 実施場所は、深浦町本庁舎内とする。

(3) 審査方法は、企画提案書の内容について目標設定、全体計画、デザイン及び構成、セミナー及びワークショップの概要及び指導方法、スケジュール、業務実施体制、先進的な事例等の提案の項目に基づき採点を行い選定する。

(4) その他

ア 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。

(ア) 提出書類に不足のあるもの

(イ) 提出期限を過ぎて提出されたもの

(ウ) 基本的要求基準を満たさないもの

(エ) 審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合

イ 審査結果についての異議申立ては受け付けない。

ウ 審査結果については、業務提案者に文書又は電話で連絡する。

エ 審査内容に関する問合わせ及び審査結果及び経過等については、公表しない。

オ 選定後に交渉権者が不適格と判断された場合は、契約を締結しない場合がある。この場合において、町は損害賠償の責を負わないものとする。

(契約について)

第13条 契約の締結は、審査の結果、最も優れた提案として評価した受託候補者と提出された提案書を参考に委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

2 委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と受託候補者で協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次、委託者と協議して決定する。

(その他留意事項)

第14条 その他次の各号に十分留意すること。

(1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。

(2) 本企画提案競技参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

- (3) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案は無効とする。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要に応じて許可を得ないで複製・加工用する場合がある。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。